

感染状況・医療提供体制の分析（令和4年5月18日時点）

区分	モニタリング項目		前回の数値 (5月11日公表時点)	現在の数値 (5月18日公表時点)	前回との比較	項目ごとの分析	
	①新規陽性者数※1 (うち65歳以上)	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※2 における発熱等相談件数				総括コメント	感 染 状 況
	③新規陽性者における接触歴等不明者※1	数	72.7件	62.6件	↓	新規陽性者のうち、30代以下の割合が、高い順で推移している。これまでまづ若年層に感染が広がり、その後、中高年層に波及しており、全世代における基本的な感染防止対策を徹底・継続する必要がある。	医 療 提 供 体 制
	④検査の陽性率（PCR・抗原） (検査人數)	増加比 ※3	3,579.7人 (217.7人)	3,587.6人 (230.0人)	↑	新規陽性者が、これまでより多くなっている。	感 染 状 況
	⑤救急医療の東京ルール※4の適用件数		2,363.6人	2,289.7人	↓	重症患者数及びオミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率は低下している。感染状況と入院を必要とする患者数にあわせて、新型コロナウイルス感染症医療と通常医療との両立を図つていく必要がある。	医 療 提 供 体 制
	⑥入院患者数 (病床数)		93.3件	91.0件	↓	重症患者数及びオミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率は低下している。感染状況と入院を必要とする患者数にあわせて、新型コロナウイルス感染症医療と通常医療との両立を図つていく必要がある。	感 染 状 況
	⑦重症患者数 人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要な患者 (病床数)		1,146人 (6,538床)	1,120人 (6,384床)	↓	重症患者数及びオミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率は低下している。感染状況と入院を必要とする患者数にあわせて、新型コロナウイルス感染症医療と通常医療との両立を図つていく必要がある。	医 療 提 供 体 制
	都内全人口		8人 (417床)	1人 (416床)	↑	重症患者数及びオミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率は低下している。感染状況と入院を必要とする患者数にあわせて、新型コロナウイルス感染症医療と通常医療との両立を図つていく必要がある。	感 染 状 況
	12歳以上		297人 (2021/8/28)				
	高齢者(65歳以上)						

※1 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。
 ※2 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
 ※3 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価
 ※4 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

【参考】VRSデータによる
都民年代別ワクチン接種状況
(令和4年5月17日現在)

【公表日：令和4年5月19日】	
総括コメント	感 染 状 況

医療提供体制の分析（オミクロン株対応）（5月11日公表時点）

令和4年5月23日
第32回国立市健康危機管理対策本部
会議資料 N. 5

モニタリング項目

指標	前回の数値 (5月4日公表時点)	現在の数値 (5月11日公表時点)	これまでの 最大値※5
(1) オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床 使用率※1	4.0% (32人/804床※2)	4.2% (34人/804床※2)	36.3% (2022/2/22)
(2) 入院患者のうち酸素投与が必要な方の割合	24.9% (307人/1,235人)	24.3% (279人/1,146人)	25.9% (2022/5/9)
(3) 病床使用率 (新型コロナウイルス感染症患者のための病床全体のひつ迫度を把握)	16.8% (1,212人/7,229床)	15.4% (1,115人/7,229床)	71.2% (2021/8/31)
(4) 救命救急センター内の重症者用病床使用率※3 (救命救急医療体制のひつ迫度を把握)	71.8% (450人/627床)	71.4% (446人/625床)	78.4% (2022/3/8)
(5) 救急医療の東京ルールの適用件数※4 (緊急医療体制のひつ迫度を把握)	89.3件	93.3件	264.1件 (2022/2/19)
(参考指標)			

※1…特定集中治療室管理料又は救命救急入院料を算定する病床の患者数及び人工呼吸器又はECMOの装着又はハイフローセラピーを実施する患者数の合計/特定集中治療室管理料又は救命救急入院料を算定する病床数及び人工呼吸器又はECMOの装着又はハイフローセラピーを実施可能な病床数の合計

※2…病床の使用状況や患者の重症度により変動

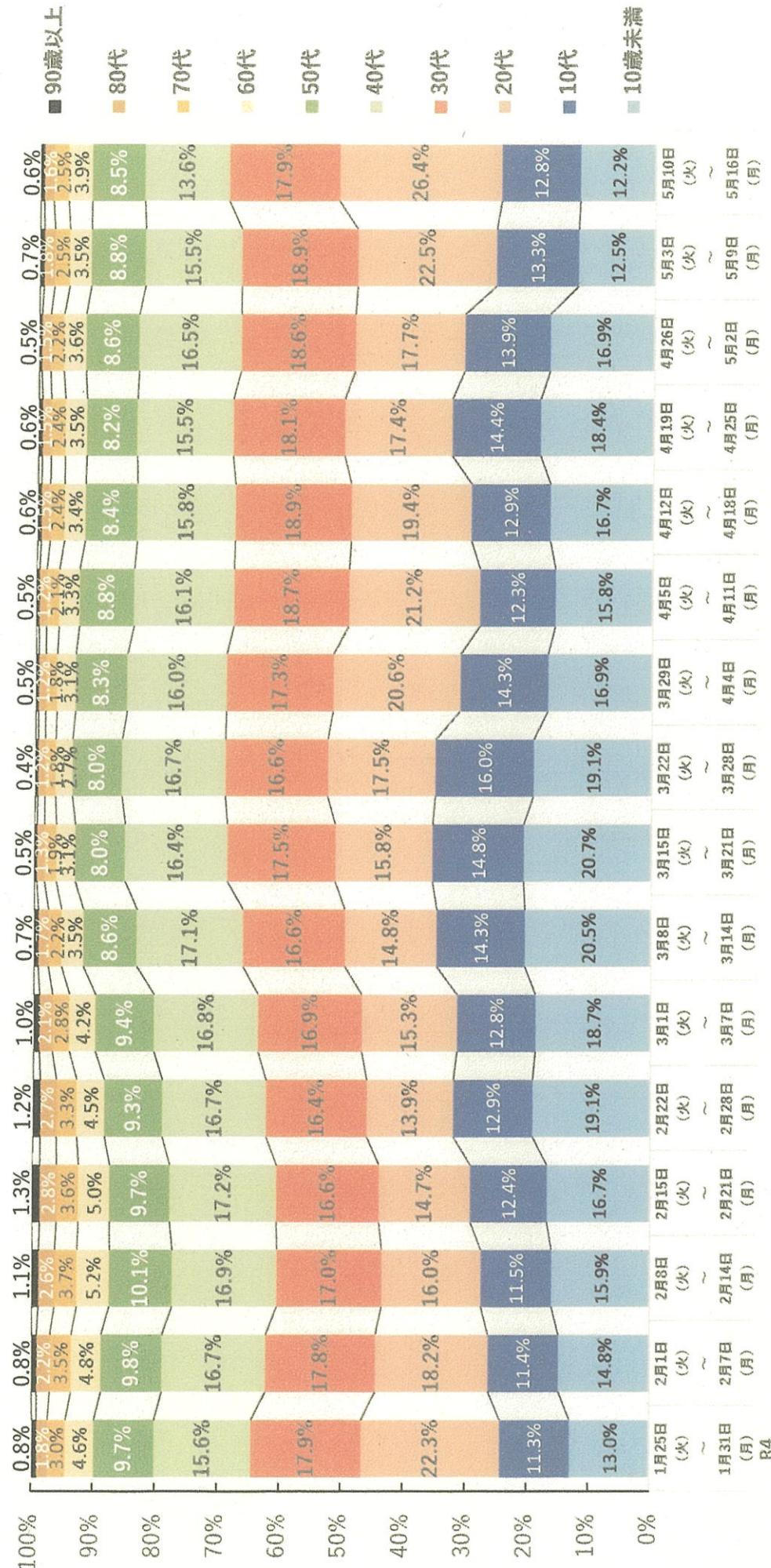
※3…救命救急センター内で特定集中治療室管理料又は救命救急入院料を算定する全ての患者数の合計/救命救急センター内で特定集中治療室管理料又は救命救急入院料を算定する全ての病床数の合計

※4…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※5…(1)(2)(4)は2022年2月2日公表時点以後の最大値

【公表日：令和4年5月19日】

【感染状況】①-2 新規陽性者数（年代別）



5月23日以降の取組

令和4年5月20日
東京都

1. 5月23日以降の取組

(1) 区域

都内全域

(2) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、5月23日以降、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・基本的な感染防止対策の徹底
- ・感染を拡げないための行動 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所では『マスク着用』を徹底すること
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

(感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めにワクチン接種を検討すること
- 発熱等の症状が出た場合は速やかに診察を受けること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクショーン」の活用を推奨
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けているキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナックバー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止対策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可 「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 → 収容定員まで可	収容定員の半分まで可
大声ありの イベントの場合 （※1）			収容定員の半分まで可

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント
又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

- ・大声ありのイベント：十分な人ととの間隔（できれば2m、最低1m）を確保
- ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼

- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

- 例) 飲 食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
 イベント : 小規模イベント、結婚式 等
 移 動 : 都道府県間の旅行 等
 その他 : 高齢者施設での面会 等

「マスク着用」に関する各国の状況 (2022年5月11日時点)

マスク着用の義務

マスク着用が義務である場所

イギリス	無し	-
アメリカ	無し (一部推奨あり※)	※[公共交通機関(飛行機、電車など)や交通機関の屋内エリアでのマスク着用は引き続き推奨]
フランス	一部有り	医療関係施設及び介護老人ホーム ※公共交通機関は5月16日から解除
ドイツ	一部有り	公共交通機関、医療機関や介護施設などの特定の場所 ※感染状況が悪化した場所はマスク着用義務を強化する
イスラエル	一部有り	病院などの医療関連施設や航空機内等の施設
韓国	一定程度有り	・屋内(※) ・屋外で50人以上の屋外での集会に参加する場合、50人以上の屋外での公演・スポーツ競技を観覧する場合 (※)バス、タクシー、列車、船舶、飛行機、その他車両など複数物及び四方が区画され、外部と分離されているすべての構造物

※出典：米CDC、各国在日本大使館、JETRO、各報道より引用

マスク着用に関する専門家等の発言（要旨）

《2022年5月11日 松野内閣官房長官記者会見》

- 専門家からは、マスクをつけずに近距離で会話をするような感染リスクの高い行動を避けることが重要と指摘
- 人の距離が十分とすれば屋外でマスクの着用は必ずしも必要ではなく、特に、気温・湿度が高い時には熱中症のリスクが高くなることから、屋外での人の距離が十分ある場合には、マスクを外すことを推奨。
- マスク着用などの基本的感染対策については感染状況等も踏まえながら、専門家の科学的な意見を伺い検討

《2022年5月11日 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（脇田隆字国立感染症研究所所長）》

- 野外というところで距離をとって、会話もない場合は、当然マスクをする必要はない
- (マスクの着用ルールについては) 感染状況を見ながら判断する必要がある

《2022年5月10日 東京都医師会定例記者会見（尾崎治夫会長）》

- 屋外で換気の良い場所は、それほど感染リスクがないと思っている。まず屋外で、着用を見直してもいいのではないかと考えている
- マスクと抗原定性検査を、うまく使い分けていくという時代に入っているといけない

《2022年4月27日 新型コロナウイルス感染症対策分科会（尾身茂分科会長）》

- コロナ分科会(4/27)で、マスク着用についての議論はあった
- 科学的なエビデンスをどうするかはといったところはなかなか悩ましいところ。分科会でこうしましょうという結論は出なかった
- エビデンスに基づいて、どこかでわかりやすい判断の例を示すとか、ほとんどの場合が合理性があるといったのがどこなのか、議論を進めていったらよい

《2022年4月22日 後藤厚生労働大臣記者会見》

- これまで、野外で人との距離が保たれている場合、熱中症を防ぐためにマスクを外すことを推奨
- 専門家からは、マスクをせずに大声で長時間会話するなどのリスクの高い場面は避けるよう指摘あり
- 専門家の意見も聞きながら、今後検討

